

重度心身障害者医療費助成制度(県障)のお知らせ

重度心身障害者医療費助成制度(県障)は、重度心身障がい者の医療費や入院時の食事療養費(標準負担額減額認定証を保持している人)、訪問看護医療費を助成する制度です。

自立支援医療など、ほかの医療費の軽減制度が受けられる場合は、そちらが優先されます。
※転入してきた場合は、申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

- 利用できる人
- ①身体障害者手帳1級～3級の交付を受けている人
 - ②療育手帳Aの交付を受けている人
- ※一定以上の所得があると助成停止となります

■助成の受け方
「受給者証」を健康保険証とともに医療機関の窓口で提示することで、一部負担金だけの支払いとなります。

【一部負担金】
医療機関ごとで異なります

外来 1回 530円
(月4回まで負担)
入院 1日1200円
訪問看護 1日 250円
※調剤薬局へ支払う額は無料です

- 医療費の払い戻し(償還払い)
- ①治療用装具を購入したとき
 - ②入院時生活療養費(住民税非課税世帯の場合)を支払ったとき
 - ③県外の医療機関を受診したときなどは、申請をすることで、自己負担額を超えた金額を還付します。

現在、受給者証をお持ちの人に、8月末までに新しい受給者証を送付します。



福祉政策室 貝沼

●問い合わせ 福祉課福祉政策室
☎ 53・2111 (内線247)
または各支所地域振興課地域福祉室

村上市心身障害者福祉金が支給されます

■支給対象となる人
平成27年7月1日現在で次の①～⑤すべてに該当する人が対象です。

- ①身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
 - ②市民税が非課税で、公的年金および手当(※)の支給を受けていない人
 - ③1年以上市内に住所を有している人
 - ④施設に入所していない人
 - ⑤生活保護を受給していない人
- ※公的年金とは、老齢基礎年金、老齢厚生年金、共済年金、障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、恩給など
- 手当とは、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、児童手当など

- 申請に必要なもの
- ・心身障害者福祉金支給申請書(福祉課および各支所地域振興課地域福祉室にあります)
 - ・振込口座の通帳
 - ・印鑑

■福祉金の額

【身体障害者】

1級	5万円
2級	4万円
3級	3万円

【知的障害者】

A判定	5万円
B判定	3万円

【精神障害者】

1級	5万円
2級	4万円
3級	3万円



●問い合わせ 福祉課福祉政策室
☎ 53・2111 (内線247)
または各支所地域振興課地域福祉室